

愛称・キャッチフレーズの募集（案）について

- 1 趣 旨 自治基本条例をより多くの市民に知ってもらうため、条例の役割や目指すもの及び日常の市民生活や地域での活動等とのかかわりを分かりやすく伝え、自治基本条例に親しみを持ってもらえるよう、多くの市民から愛称・キャッチフレーズの募集を行う。
- 2 応 募 『自治基本条例』愛称・キャッチフレーズ応募用紙』にて応募してください。
 - (1) テ ー マ 「自治基本条例」や『市民参加』と『協働』によるまちづくり』について
(例) 市民が主役のまちづくり
まちづくりのルールブック
 - (2) 提出方法
 - ① 企画課（越谷市役所第二庁舎3階）に直接持参
 - ② 郵送
 - ③ 電子メール
 - ④ 応募箱へ投函
 - (3) 応募用紙・応募箱設置場所
13地区センター、市民活動支援センター及びほっと越谷等市内公共施設合計40施設に設置予定
※ 応募用紙は越谷市ホームページからもダウンロード可
- 3 応募期間 6月1日（金）から6月30日（土）までの30日間
- 4 選考方法
 - 【第一次選考】

応募期間終了後、事務局で応募作品を一覧表に取りまとめ、推進会議委員へメール・郵送等にて送付。各委員、小学生の部及び一般公募の部それぞれ1作品を選び、メール・郵送等にて返信いただき、小学生の部15作品、一般公募の部15作品の合計30の作品を第1次選考通過とする。
 - 【第二次選考】

第3回推進会議（7月開催予定）において、第一次選考を通過した30作品から、各委員持ち点3点により投票を行い、得票数の多い順に、最優秀賞1作品、小学生の部優秀賞1作品、一般公募の部優秀賞1作品の合計3作品を選定する。優秀賞受賞者3名を、シンポジウムにて表彰するとともに、最優秀賞の作品は、懸垂幕により掲示予定。